

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・29年8月号



★電話勧誘で次々と購入した美術品や写真集

・・・糸島市消費生活センター

(相談事例)

久しぶりに実家に帰ると、押入れに大量の商品が置いてあった。高齢の母に聞くと、電話勧誘で多数の美術品、健康食品、皇室写真集を契約したと言う。以前も多数購入していたので、業者に以後の勧誘を断っていたが、再勧誘され購入している。返品するので、返金してほしい。(相談者 60才代 女性、契約者 80才代 女性)

(処理結果)

分かっているだけで、7社と250万円の契約を結んでいました。契約から1年以上経過しているものがほとんどで、電話勧誘だけでなく、DMを見て自分から電話注文したもの、葉書を送り購入したもの、契約書面はあるが商品が見当たらないもの、など様々です。契約後1年未満の未開封の健康食品のみ解約できました。センターから全ての業者に、今後の勧誘を控えるように申し入れました。

(アドバイス)

電話勧誘販売は、契約書面を受け取って8日以内であればクーリング・オフが可能です。本人が契約したことを隠したり、家族の気づきが遅れたり、本人の購入意思が強いと交渉は難航します。一人暮らしの高齢者の場合、寂しさから、電話がかかってくると嬉しくなり、話がはずんで契約してしまうこともあります。また、悩んでいることを誰にも言えず、被害が拡大してしまう場合もあります。家族だけでなく地域での見守りと、早期発見、早期解決が大切です。

★豪雨災害に便乗した悪質商法に注意しましょう！

・・・福岡県消費生活センター

(相談事例1)

豪雨で雨漏りするようになり修理工事を依頼したが、何度工事しても雨漏りが直らない。

(アドバイス1)

住宅の修理工事をする場合は、業者の説明をよく聞き、複数の業者から見積を取ったり、家族や周囲の方に相談するなど、慎重に契約しましょう。

(相談事例2)

「火災保険で自己負担無しで修理できる。保険申請も手伝う。」などといわれ修繕工事契約を結んだが、保険金が下りなかったため解約を申し出ると、高額な解約料を請求された。

(アドバイス2)

自然災害で住宅が損害を受けたときは、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険支払の対象となるのか等を確認しましょう。保険金対象であっても、施工業者が高額な手数料を請求した事例もあります。お困りの場合は、消費生活センターに相談しましょう。

◆県消費生活センターでは、「平成29年7月九州北部豪雨」関連の消費生活夜間特別相談を実施しています。(電話相談のみ)

相談電話番号 092-632-0995

090-632-6174

受付時間 月曜日から金曜日(祝日を除く) 16時30分から20時00分

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454 (第2・第4土曜日も電話相談可)
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)